

# 三重県少子化対策総合推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 庁内関係部局間の連携を確保し、少子化対策を総合的かつ効果的に推進するため、三重県少子化対策総合推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 少子化対策に係る施策の企画・総合調整に関すること。
- (2) 少子化対策に係る施策の推進に関すること。
- (3) その他少子化対策に関すること。

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

## (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 推進本部には、必要に応じて部会を置くことができる。

## (幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、健康福祉部子ども・家庭局次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

5 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。

(1) 推進本部に提案する事項

(2) 各部局等の施策について相互に調整を要する事項

6 幹事会には、ワーキング部会を置くことができる。

#### (幹事会の運営)

第7条 幹事長は、会務を総理する。

2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。

3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

4 幹事長は、必要があると認めるとき、構成員以外の者に出席を求めることができる。

#### (庶務)

第8条 推進本部の庶務は、健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課において処理する。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月2日から施行する。

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1

本部長	知事
副本部長	副知事
	副知事
	危機管理統括監
本部員	戦略企画部長
	総務部長
	健康福祉部長
	健康福祉部医療対策局長
	健康福祉部子ども・家庭局長
	環境生活部長
	地域連携部長
	地域連携部南部地域活性化局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	雇用経済部観光・国際局長
	県土整備部長
教育長	

別表 2

幹事長	健康福祉部子ども・家庭局次長
幹事	戦略企画部戦略企画総務課長
	戦略企画部企画課長
	戦略企画部政策提言・広域連携課長
	総務部総務課長
	健康福祉部健康福祉総務課長
	環境生活部環境生活総務課長
	地域連携部地域連携総務課長
	農林水産部農林水産総務課長
	雇用経済部雇用経済総務課長
	県土整備部県土整備総務課長
	教育委員会事務局教育総務課長